

尾張旭市監査公表第34号

令和7年3月28日付け尾張旭市監査公表第18号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年3月31日付け6危第172号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年4月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

総務部危機管理課

監査の指摘事項	措置状況
<p>物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「物品管理規則」という。）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は一部のものにしか実施していなかった。また、備品のうち1点は物品管理規則第18条及び第19条に規定する不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄されていた。</p> <p>物品管理事務を適切に実施されたい。</p>	<p>物品管理事務の適切な実施のため、物品管理の重要性について、課内で監査結果を共有し、再発防止に向け、職員の認識を改めた。</p> <p>検査後、既に廃棄された備品については、物品出納員に協議を行い、廃棄手続を行った。</p> <p>今後は、尾張旭市物品管理規則に基づき、物品管理者が毎年1回、全ての使用中の物品及び備品台帳について確認、検査する体制を整備する。</p>
<p>尾張旭市コミュニティ活動推進補助金については、交付の決裁を得たのが令和6年6月26日であるにもかかわらず、既に同月25日に支出負担行為書を起票していた。</p>	<p>交付決定の決裁日について、決裁事務を担う市民活動課と指摘事項を共有し、交付決定事務に係る連絡調整を確実に実施するよう申合せを行った。また、支出負担行為書に決裁の写しを添付する際の確認を徹底し、再発防止に努める。</p>